

令和7年度第3回羽幌警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年12月5日（金）午後1時40分から午後3時10分までの間

2 開催場所

羽幌警察署 2階 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員7人）

会長 佐藤 和史

委員 上田 雄二、舟橋 由紀子、入江 雄治、大窪 敦子、竹橋 広頭

(2) 警察署員 5人

署長 立崎 昌宏

副署長 成瀬 誠

刑事・生活安全課長 齊藤 圭介

地域・交通課長 藤田 雅徳

協議会事務局 警務課警務係

4 警察署長挨拶

5 会長挨拶

6 業務説明

7 諮問事項

(1) 諮問事項の説明

「特殊詐欺の現状」及び「冬型交通事故の防止」について説明した。

(2) 委員の質問・意見

ア 特殊詐欺に遭った場合の対応について

(委員) 特殊詐欺に遭ってしまった場合の連絡先など、どのように対応したらよいのか教えてください。

(警察) 電話やメールなどを受信し、被害に遭う前に不審だと感じた場合は、警察相談電話「#9110」にご相談ください。万が一、詐欺被害に遭ってしまった場合には、被害を最小限にするため、教えてしまったクレジットカードや金融機関口座の利用停止措置を講じるとともに、最寄りの警察署に被害の届出をしてください。

イ 除雪の影響による交通事故発生懸念について

(委員) これから本格的に雪が積もり、除雪作業で歩道に雪が積み上げられます。信号のない交差点に雪山ができると、見通しが悪いため特に危険を感じます。警察から除雪業者に何かしら指導をしていただくことはできるのでしょうか。

(警察) 今後、除雪業者との打合せの機会があるため、危険な箇所には雪を積み上げないように申し入れをする予定です。また、危険箇所があった場合には、警察から道路管理者に対して除排雪をお願いすることは可能です。

(委員) 道路に雪を捨てる住民の方がいて、危険に感じます。

(警察) 道路に雪を捨てる行為は、道路交通法違反に抵触しますが、悪質性や危険性を考慮の上、法に基づいて対処してまいります。

8 過去（3月7日開催）の要望・意見に対する警察措置

過去の協議会において、「初山別村は鹿が多いため、事故防止の観点から注意喚起の看板をつけられないか。」旨の提言を受け、自治体及び民間会社の協力を得て、看板の設置が完了したことを委員に説明した。

9 次回開催期日及び諮問事項

次回開催期日は、令和8年3月上旬を予定
諮問事項は、未定